平成25年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成25年9月17日午前9時30分

〇会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

山 本 明 生 2番 木 村 政 子 1番 3番 三 浦 耕 一 4番 大 石 哲 雄 畑 山 5番 豊 6番 奥 田 誠 7番 沖 田 公 子 8番 榎 本 敏 9番 木 本 眞 次 11番 吉田盛彦

12番 井澗 治

欠席議員(なし)

〇出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

〇地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長 小 出 隆 道 副 町 長 平 見 信 次 教 育 長 梅 本 昭二三 会計管理者 笠 松 眞 年 総務政策課 総務政策課長 山 本 敏 章 川口孝志 企 画 員 総務政策課 総務政策課 森岡真輝 水口和洋 企 画 員 企 画 員 総務政策課 撫 養 充 洋 税務課長 山 崎 一 光 企 画 員 税務課企画員 橋 本 秀 行 産業建設課長 植本敏 雄 産業建設課 産業建設課 三 栖 啓 功 菅 谷 雄 企 画 員 企 画 員 住民生活課 住民生活課長 和田精之 平田敏隆 企 画 員

住民生活課 住民生活課 宗 男 原 坂 本 厳 企 画 員 企 画 員 上下水道課 上下水道課長 福 田睦巳 植本 亮 画 員 上下水道課 教育委員会 谷 本 芳 朋 家 高 英 宏 企 画 員 総務課長 教育委員会 薮 内 博 文 生涯学習課長

〇本日の会議に付した事件

日程第15

意見書第6号

日程第16 議員派遣の件について

日程第 1 報告第18号 西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の 増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更について 日程第 2 報告第19号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の増加及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に ついて 日程第 3 議案第63号 上富田町子ども・子育て会議条例の制定について 日程第 議案第64号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会の設置に関する 4 協議について 議案第65号 日程第 平成25年度上富田町一般会計補正予算(第2号) 5 日程第 議案第66号 平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算 6 (第3号) 日程第 議案第67号 平成25年度西牟婁郡公平委員会補正予算(第1号) 7 日程第 議案第68号 工事請負契約の締結について(平成25年度 第3号 8 防災対策事業防災行政無線デジタル化整備工事) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 日程第 諮問第 1号 9 日程第10 選挙第 1号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について 日程第11 意見書第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財 源確保」のための意見書(案) 日程第12 意見書第3号 道州制導入に断固反対する意見書(案) 日程第13 意見書第4号 少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求 める意見書(案) 意見書第5号 「年金2.5%の削減中止を求める」意見書(案) 日程第14

「消費税増税中止に関する」意見書(案)

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前9時30分

〇議長 (大石哲雄)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

本日もクールビズ対応で上着をとっていただいて結構です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 日程第1 報告第18号~日程第8 議案第68号

〇議長 (大石哲雄)

この際、日程第1 報告第18号、西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更についての件から、日程第8 議案第68号、工事請負契約の締結について(平成25年度 第3号 防災対策事業防災行政無線デジタル化整備工事)の件まで8件を一括議題といたします。

△日程第1 報告第18号

〇議長 (大石哲雄)

日程第1 報告第18号、西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西牟婁郡公平委員会規約の変更についての専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第18号、西牟婁郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加 及び西牟婁郡公平委員会規約の変更についての専決処分の承認を求める件について採決 します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第2 報告第19号

〇議長 (大石哲雄)

日程第2 報告第19号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第19号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分の承認を求める件について採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 議案第63号

〇議長 (大石哲雄)

日程第3 議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例の制定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

二、三点聞きたいと思います。

まず、設置の目的ですが、子ども・子育て支援法ということは、この名前からいいますと非常に子ども・子育て支援法っていいように聞こえるんですけれども、この中身はどういうことになるんでしょうか。例えば保育所の幼保一体化路線というのが出てきまして、しかもそれに株式会社を入れていくというようなことも言われているわけですけれども、そういうことが起きてきたときに、そういうことを子供の立場から審議して何かする、決める会議ですか、これは。何をどういうふうに、どういうようなことが議題になったり、決めたりするんですか。

〇議長(大石哲雄)

住民生活課企画員、坂本君。

〇住民生活課企画員(坂本 厳)

おはようございます。12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例の制定について説明いたします。

上富田町におきましては、平成15年に次世代育成支援対策推進法を設置し、次世代を担う子供に対して、健やかに生まれて育成される社会の形成に資することを目的といたしまして、17年度から26年まで10年間、計画として策定いたしております。現在、22年3月に策定し、後期計画を実施しておるわけでございますが、国におきましては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑みまして、子ども・子育て支援関連制度の新しい仕組みを構築し、質の高い教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の充実に資する目的として行っております。

今回、この子ども・子育て支援法についてですが、新たな子ども・子育て支援制度のもとで保育・教育・子育て支援の充実を図るために、5年を1期として計画してございます。これにつきましては、事業を策定するに当たり、保育・子育て支援の利用状況及び利用希望の把握について、基本的には利用者把握調査の調査票を小学生以下の子供さ

んのおる世帯へアンケート方式により調査票を送付し、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを市町村が算定するために、このたび子ども・子育て会議の設立となったわけです。

主な今後の内容といたしましては、そういう量的見込みを上富田町が把握するために アンケート調査を行うわけでございますけれども、現在の保育・子育て支援に関する利 用状況や今後の利用希望を把握するためでございます。上富田町におきましても子ど も・子育て会議を設置して、子ども・子育て支援計画の策定・変更等、調査・審議をし ていきたいと思っております。

また、既存の幼稚園及び保育園からの移行というのは、前回同様、義務づけはされて おりません。そうした中で、現時点におきましては現行のままでいきたいと。

また、設置主体につきましては、株式会社等の参入は前回同様不可となっておると存じますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

今のでまだちょっとわからないんですが、この第1条を見てみますと、法の、要するに第2項ですな、第2項に基づいてできるわけですね。同項の合議制の機関ですよ、これ。合議制の機関ですから、そこに提案されてくることが一応この機関に流れてきて、そこで市町村でどのようにするかというのが論議されるんだと思うんですね。

待機児というのをゼロにするという方向が出ていますね。ゼロにすんのに、公的機関でゼロにするんじゃなしに、株式会社参入とかそういうもの参入して、そして全体の町の待機児童の状況というのを調査させておいて、それを見て、その数が全体が出てきますから、株式会社がぽっと飛びついてお金もうけるためにこういうふうな事業やるとかね、そういうことが起こり得るということが言われているんです。質の高いということなんですけれども、そういうことの質が高くなるんかどうかね。それから、量的見込みの調査というのは、これは別にこんな法律なくったって、会議の条例がなくったってできるわけなんやけれども、そういう意味で、例えばですよ、上富田町が非常に待機児が多くなってきて、保育所で賄えないよということになったときに、民間の株式会社、保育所つくりますよ、いらっしゃい、こういうふうになったときに、そういうことを論議するところじゃないんですか、これは。

〇議長 (大石哲雄)

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時41分

〇議長 (大石哲雄)

再開します。

住民生活課企画員、坂本君。

〇住民生活課企画員(坂本 厳)

大変貴重なお時間をいただきましてまことに恐れ入ります。

子ども・子育て会議の主な審議につきましては、今、井澗議員も言われた合議制の機 関を条例で定められるわけでございますが、設置については努力義務として課されてお るわけでございます。

また、子育て支援法に基づく審議事項につきましては、子ども・子育て支援事業計画 策定及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な当 該施設、幼稚園、保育所における保育の需要の見込み等の提供体制の事業計画等がござ います。

上富田町におきましては、現時点で待機児童というのは、勝手待機の方はおられますけれども、基本的には待機児童がございません。この施策自体が、中央、国の全体に対しての施策でございます。上富田町のような地方においては該当しない部分が多数ございます。ただし、上富田町においてもこういう施策を設けない限り、今後、交付税等の算入がつかないという場合もございますので、国の指示に従って作成しておるというのが現状でございます。

ちなみに、和歌山県下の待機児童につきましては、現時点で、平成24年10月ごろの人数になるんですけれども、16名程度で、あとの主が有田市がその待機児童であるというふうに聞いております。横浜ですかね、待機児童ゼロということで、今回ワースト1に上がってきたわけでございますけれども、この施策についても、一概に待機児童が全くゼロになったんかというんでは、そうじゃなしに、産休の部分を省いたり育休の部分を省いたりした部分での待機児童ゼロというふうになっておりますので、隠れ待機というのが横浜についてはまだかなりおられるというふうに考えております。

そうしたところから、上富田町については待機児童はゼロに近い数字ではございますけれども、国の施策としてやっていかなきゃならないということでご理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

念を押しますけれども、なぜ私そんなこと聞くかといいますと、今の日本の保育所というのは、保育所に関する国庫負担は全部なくなる、県の負担はなくなる、施設設置するときも施設に対する補助金もなくなるという状況なんです。上富田町は、小出町政でちゃんとそのことなっても公立保育所としての機能を持たせながらやっているんですよ。ところがこの法律ができて、例えばそれを、今、小出町長が頑張ってくれて、また何代かの町長が、いや、こんな保育所やっておられんよと、金ばっかり出さんなんと、こんなん民間にやってもらったらいいじゃねえかと、そういうときの設置の権限とかそういうものの相談とかそういうことがこの会議にかかってくるものなのか、そういう権限持っているんかということを聞いているんです。

〇議長 (大石哲雄)

町長、小出君。

〇町長 (小出隆道)

上富田町の保育所については、保育所運営審議会であるんです。こういう新しい機関より、今の機関の中でどういうことを議論されるかというのは1つ出てきますけれども、年少児の保育に対する考え方とか教育に対する考え方が非常に微妙に変わってきているような時代でございまして、民主党の時代には認定こども園に法律をするということで2週間後に変わったという経緯ございますし、今の自民党になってもそれが明確でなってなしにこういう形の中になってきたということが非常に今後の課題にはなってくると思うんです。

私自身としましては、法律はできました、この法律をやはり遵守する義務というのは 上富田町にできてくると思うんです。そういう中で出てくるのは、近接の田辺市とか白 浜町を見たところで、もう既に民間の保育所になったあるよ、公設民営化になったある という問題がございます。

今後は保育の部分と教育の部分をどういうふうにするかという検討の時代が来るというご認識で、これは独断するじゃなしに、保育所運営審議会とか新しくできたこういう会議の中で議論した中で、今後、父兄にとって、その子供にとってどういうふうなものがいいかというのは判断はします。ただし、現実的には3億何千万円要って、そのうちの7,000万円ぐらいが保育料・医療やというこの実態だけはご理解をいただけるようにお願いしたいと思います。

〇議長(大石哲雄)

ほかに質疑ありませんか。

11番、吉田君。

〇11番(吉田盛彦)

質問しますけれども、ようわからんのです、委員が15名で組織するんですけれども、その任命は町長さんが基準に合うた人をやると、1から5までの間ということになってあるんです。子供の保護者はわかるんですけれども、2番の事業主を代表する者と3番の事業に従事する者、そして学識経験のある者というふうにあるんですけれども、こういう人の中から選ぶのはどういった基準があるのかなと思ったりしてあるんです、それを1つ。それでこの事業とか学識経験とかどんな人であるか、それでどういうことの基準で任命するかだけ教えてください。

〇議長 (大石哲雄)

町長、小出君。

〇町長 (小出隆道)

今ご指摘のように1から5番についてこういうふうにするんですけれども、例えば事業主を代表する者としたら、従来であったら上富田町、こういう表現やったら商工会の会長にお願いするとか農業団体の人にお願いするというようなケースしたんです。ただ、このことについても商工会も話あるんです。というのは、会長職の人に兼職が物すごい多なってきやるというのが実情なんです。結果的に会議のメンバーとして同じようなことになってきますんで、町としては商工会とかそういう農業関係の団体へお願いして、その中で、いうたらこういうものに精通している人というような格好にさせていただきたい。この子ども・子育てに関する事業に従事する者とか、いろんなことが出てくると思うんですけれども、これらにつきましても、例えば保育所運営審議会の委員さんを兼ねてここへ来るんか、改めて保護者だけの人の中で選ぶというのは、今後町の中で検討させていただくということでご理解をいただけるようにお願いしたいと思います。

〇議長(大石哲雄)

11番、吉田君。

〇11番(吉田盛彦)

そうだと思います。心配してんのはそれで、学識経験と何々代表というたら商工会と か農業委員さんとか、役持っている人は物すごくいっぱい役持っていて、ほんでその方 が教育とか子ども・子育て事業に対して精通しているかというたら、そうでもない面も ありますんで、グローバルに考えて判断していただきたいなと要望だけして終わります。

〇議長(大石哲雄)

答弁よろしいですね。

〇11番(吉田盛彦)

はい。

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論を許します。

〇議長 (大石哲雄)

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例の制定について反対をいたします。 町長言われたように、法治国家ですから法律に沿っていろんなことするというのは当 然のことであります。

しかし、今の話を聞きますと、例えば3億数千万円のうちで6,000万か7,000万が保育料という町長の切実な訴えなんです。何でそんなこと起きたかといったら国庫負担がなくなったからです。もし、子ども・子育て支援法があるんなら、本質を、国庫負担をふやせばいいんですよ。それをふやさないで民間も入れた形でやっていくというような、こういう子育て支援の様子というんですか、それは全く逆なんですね。ますますこれから、国民健康保険は保険だけで給付費を賄えとか、税と社会保障一体化の推進法の中での審議の中でそういうのがどんどん出てきて、そういう報告されているということになって、国庫負担を限りなく抜いといて、保育所に関しては。だから町長は、今言ったように3億云千万要んのに、保険料、保育料はこれだけしかないやないかと。そら当然だと思うんですよ。国庫負担が削られたからなんです。

そういう中にあって、本当に子育て、子供支援するんだったら、まず保育所の負担金 補助金もとに戻したらいい、そして限りなく財政的な支援をできるようなことで、保育 所については、子育て支援については、国や町の公的機関が責任を持つと、この原則が これでは崩れてくるんではないか。例えば町長さんは頑張ってくれて、今、上富田は公 立保育所になっています。ところがこれが田辺市も民間いきだした、白浜もいきだした、 ほんなら上富田も民間いこかと、そんなんいろいろ民間で個々にやるんじゃなしにもっ と大きくしようや、西牟婁全体でやろうや、田辺西牟婁でやろうやないかと、こういう 考え方が、発想が必ず生まれてくるんじゃないか、これからいうたら。待機児ゼロとす るということは、私は賛成なんですけれども、そういう極めて国庫負担を抜き、国の責 任逃れをするというそういうことが入っているんではないかという疑義を持っています。 そのために反対です。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、奥田君。

〇6番(奥田 誠)

議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例について賛成をいたします。

いつも町長が言っておられますように、上富田町の子供は宝であると町長いつも言っています。各学校、また中学校の入学式、卒業式等にも、子供は宝であるという。そして、褒め条例もあります。そういう中で、健やかな子供を育てる組織として、この会議は私はいいと思いますので、賛成をいたします。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する反対討論を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論を認めます。

11番、吉田君。

〇11番(吉田盛彦)

議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例に賛成をいたします。

町長さんも話ありましたように、国庫負担が、3億何千、7,000万もと、これ皆さんご存じの話ですけれども、井澗先生が言われるように、そら全部国が持ってくれたら一番ありがたい話ですけれども、今の全般、状況、国政考えたときにとてもそういった状況にはない。その中で、3億の中で7,000万も出して頑張っているということは皆さん認めて、別に町長さん褒めるわけでもないですけれども、国が全部やってくれないから仕方なしに皆さんの住民の分担を安くあげようという努力していることでありますし、そしてまたさっき聞きました、事業主とか役員の任命するときにはいろいろな方向から十分考えて検討したいというような——そこへ行ってから話するさかい、そういったことで賛成します。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、上富田町子ども・子育て会議条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長 (大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第4 報告第64号

〇議長 (大石哲雄)

日程第4 議案第64号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会の設置に関する協議

についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第65号

〇議長 (大石哲雄)

日程第5 議案第65号、平成25年度上富田町一般会計補正予算(第2号)の件について質疑を行います。

まず、歳出の一括でお願いします。12ページからです。

6番、奥田君。

〇6番(奥田 誠)

歳出で12ページの防災対策費の木造住宅耐震改修補助金375万円ですけれども、 これは何件分ぐらいを予定されている。

〇議長(大石哲雄)

何件、件数ですか。

〇6番(奥田 誠)

件数で。

〇議長 (大石哲雄)

産業建設課長、植本君。

〇産業建設課長 (植本敏雄)

6番、奥田議員さんにお答えいたします。

今回の補正でございますけれども、改修につきましては3件分を追加してございます。 よろしくお願いします。

〇議長 (大石哲雄)

2番、木村君。

〇2番(木村政子)

12ページの一般管理費の中の給与減額支給措置システム31万5,000円について、質問というより教えていただきたいんですけれども、予算の説明の中で復興財源確保のために給与を減額するシステム改修委託料ということだったと思うんですけれども、たしか7月から職員給与は減額されて……はい、7月、8月は既に終わっているわけで

ございます。支払いは請求があったときで、おくれてくる場合もありますから、9月で予算が通ってから払ったり、よそから予算を持ってきてとりあえず先払いするということも可能だとは思うんですが、委託料となると委託契約というのがあると思います。ただ単に物を買って支払うというのではなく、契約というものがあると思うんですが、このシステム改修委託料の契約期間は作業が始まった7月分給料分からなっていると思うんですが、もし万一仮に予算が通らなかった場合、先に締結した契約というのはどうなるんでしょうか。このような契約を伴う予算について、契約期間が既に始まっていて、後で予算をつけていくという方法が、予算編成上、問題はないんかということを教えていただきたいと思います。6月議会に、たしか職員さんと町長さんを含めた三役の給与削減の条例が提出されたと思いますが、その時点で今回の委託料を予算提案するということはできなかったのか、その点についてよろしくお願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

総務政策課長、山本君。

〇総務政策課長(山本敏章)

よろしくお願いします。2番、木村議員のご質問にお答えします。

議員のご指摘どおりです。本来であれば、予算ですので、その段階で6月議会に計上すべき話だったと思いますけれども、この決定が、7月から給料を減額するという流れにつきましてはどうしても組合との協議も必要でした。決定するまでにかなり時間も要しました。そういう関係上、最終的には議案としては出しましたけれども、それから後どういう格好でやっていくというのは後についてくる話だったんで、減額とそれと減額のやり方によってシステムが変わってきますんで、それがどうしても同時には進まなかったという事情がございます。そういう関係上、実際には7月からいきましたけれども、7月の給料の引き落としまでの期間があったんで、だからそのことを踏まえて9月でシステムの改修費を出させていただく以外に現実には方法がなかったというのが現状です。何とかご理解のほどよろしくお願いします。

〇議長 (大石哲雄)

2番、木村君。

〇2番(木村政子)

今のはそれでいいです。別のこと聞いていいですか。一緒に聞いたらよかったんですけれども、すみません。

今の一般管理費の2項めにAEDの購入費とありますけれども、これはどこへ設置を する予定なんでしょうかね。

〇議長(大石哲雄)

総務政策課企画員、森岡君。

〇総務政策課企画員(森岡真輝)

2番、木村議員のご質問にお答えします。

AEDですけれども、役場玄関ホールの会計課の隣に設置しているやつが期限切れが来るんで、そのために設置することになっております。

〇議長 (大石哲雄)

2番、木村君。

〇2番(木村政子)

その期限切れって、何年かたったらそれは廃棄しないとだめなんですか。

〇議長 (大石哲雄)

総務政策課企画員、森岡君。

〇総務政策課企画員(森岡真輝)

2番、木村議員にお答えします。

メーカーにもよるんですが、大体5年から7年という期限があるんです。うちの分は7年で期限が切れるんですけれども、そしたらもう廃棄処分になるんですよ。

〇議長 (大石哲雄)

9番、木本君。

〇9番(木本眞次)

15ページなんですけれども、学校管理費の中で13の委託料、非常用発電機設置工事設計管理委託料と23万あるんですけれども、多分、発電機を置く基礎のコンクリートの台だと思うんですけれども、それをわざわざ委託してせないかんのか。例えば教育委員会ができなんだら、建設課のほうでこういうような設計していただけませんかとできないんですか、その点お伺いします。

〇議長 (大石哲雄)

わざわざ委託せんでも構わんのかということですか。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長(家高英宏)

9番、木本議員のご質問にお答えいたします。

この設置、発電機を置くだけではなく、フェンス工事、配線工事、それとグラウンドの照明工事等も含まれておりますので、設計のほうに委託をするということで考えております。よろしくお願いします。

〇議長(大石哲雄)

9番、木本君。

〇9番(木本眞次)

今、フェンス工事というのが入ったあるんやけれども、多分、例えば、その発電機がですよ、大きさが幅が2メーターで長さが3メーターということあったら四角いフェンスにすると思うんですけれども、それだったら僕は建設課の中で十分設計できると思うんですけれども、いかがですか。建設課長、いかがですか。

〇議長 (大石哲雄)

産業建設課長、植本君。

〇産業建設課長 (植本敏雄)

9番、木本議員にお答えいたします。

今、教育委員会のほうのご質問でございますが、フェンス工事、それからその基礎に つきましては我々建設課でもできると思います。ただ、教育委員会のほうで、最終的に どういう配線をして非常用電源の切りかえ云々という、その辺の電気としての専門業務 というように考えてございますので、よろしくお願いします。

〇議長(大石哲雄)

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

13ページです。ここの児童福祉総務費のところで委託料というのがありますね。これは、委託料についてその分について私聞くつもりはありません。ただ、仕事が子ども・子育て事業計画策定業務ですね、これを策定するんですけれども、専門家に託すんだと思うんですけれども、専門家に託すときに上富田としてはどういう方向性があるんだとかというような資料、こういうものを策定するのにどういう資料をこの委託される業者は使いますか。

〇議長 (大石哲雄)

住民生活課企画員、坂本君。

〇住民生活課企画員(坂本 厳)

12番、井澗議員のご質問にお答えします。

まず、業者委託するわけでございますが、それについて上富田町はどういうふうな資料を提出するのかということでございますが、資料につきましては、この計画を策定するに当たり、地域、地域で実情がかなり異なってくると思います。上富田には上富田の実情がありますし、田辺、白浜についてはそれなりの現在の実情があると思います。そうした中で各市町村においてその実情を把握するために、小学生未満の子供さんがおられる世帯に対しまして、対象世帯といたしましては約1,100件ほどあるんですけれども、そちらの家庭へアンケート用紙を送付、上富田独自の調査票を送付させていただ

いて、それでニーズ調査をした結果、この策定、子ども・子育て支援計画の資料として 使いたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長 (大石哲雄)

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

事業計画の中で、そのニーズだけで、あとどういう……そのニーズというのはいろいるあると思うんですけれども、それを細かくつかんで委託されたものはつくると思うんですけれども、ということはこのアンケートは町がやって資料を渡すと、渡したその資料に基づいて委託業者は計画を立てるということになるんですけれども、つまり全く主体性のない、こういう形のものがあるからこういう形で策定してくださいというようなものじゃなしに、そういうことになりますか。

〇議長 (大石哲雄)

町長、小出君。

〇町長 (小出隆道)

毎年4月に企画員会議で、その年度に策定されているいろんな計画書を一覧表をつくりやるんですわ。こういうものが出てきたときに、その中、まず第一に出てくんのが、まちの総合計画についてその業者に勉強していただくよ。今度の場合やったら福祉になると思うんですけれども、福祉関係、地域福祉計画、それだけじゃなく、児童の福祉、そういうものを勉強していただく。ほいで、結果としてその趣旨に基づいてこういうものをしてほしいよということの依頼するんです。ただ、そのときにいつもお話するんですけれども、500万円とか600万円の費用を請求があるんです。あ、見積もりが。あかん。なぜあかんというなら、上富田町の既にそういうことをマッチした業者があるんです。総合計画でもアドバイス受けやるよとか、地域福祉計画しやる。そういう業者を指定した中で指名せよと言うております。その業者につきましては、上富田町の行政をある程度承知した中で委託業務を受けるということのご理解をいただけるようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (大石哲雄)

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

多分町長の言うとおりだろうと思うんですけれども、私の言いたいのは、何ページになるかそんなんは別にして、その出された資料て、その委託業者と打ち合わせするとい

うことがあるんだと思うんですね。それにはどういう資料をよく使ってくださいよと、ここが上富田町のポイントですよとか、そういうものは、企画員会議ですか、そういうところできちっと論議をされて、上富田の町として見たら、ここの1,110戸ですか、1,100戸の子供たちがおられる世帯のニーズというのはこうやなという、そういう捉え方というような作業をある程度した上で、計画ですからある程度文章もきちっと書かんなんし、するんで、そういうのは委託されたんと思うんですけれども、そういうことがある程度凝縮されていけば、町長言われているようにお金がそんなにかからんでも委託ができると私思うんですけれども、その点いかがですか。

〇議長 (大石哲雄)

町長、小出君。

〇町長 (小出隆道)

極端な例言うたら委託に出さんでもできるんです。ただ問題出てくんのは、その時々のニーズに応じた表現力、要するに言葉一つも時代の流れ来ると思うんです。そういうことで、管理職にとやかく言うわけではないですけれども、やはり世間広く一般にのびる計画書をつくるんやったら委託に出すということがいいという判断をできたらお願いしたいと思いますんで、よろしくお願いします。

〇議長(大石哲雄)

住民生活課企画員、坂本君。

〇住民生活課企画員(坂本 厳)

お答えします。

先ほどちょっと言葉足らずの中で説明抜かったんですけれども、そういう資料、ニーズ調査をしたものについては一旦回収して、先ほど条例を可決していただいた子ども・子育て会議の中で再度審議させていただいた中で反映させていくというふうになりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論を許します。

12番、井澗君。

(発言する者あり)

ごめん。大変失礼しました。 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

〇議長 (大石哲雄)

再開します。

歳入のほう、質疑ありませんか。

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

歳入で3つだけ聞きたいと思います。

まず1つは消費税、どれだけ使うかということです。これは理論上で結構です。それから、三位一体の負担改革の問題で負担金補助金が削られております。別個に地方交付税の減額、その3つについてお答え願います。

〇議長 (大石哲雄)

総務政策課企画員、水口君。

〇総務政策課企画員(水口和洋)

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

消費税につきまして、本2号補正では4条で1億388万5,000円となります。

1号補正より276万1,000円のアップとなります。

三位一体の改革における影響額につきましては、8,695万1,000円の影響額になると思われます。

交付税影響額につきましては、本2号補正では変更なく、普通交付税の平成25年度 と平成12年度の比較では3億8,693万7,000円の影響額となります。減額と なります。

以上です。よろしくお願いします。

〇議長 (大石哲雄)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

全体でありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論を許します。

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

議案第65号、平成25年度上富田町一般会計補正予算(第2号)について反対をいたします。

補正ではありますけれども、第1条総額が全体を指しております。そういう意味で、まず1つは、この消費税がやっぱりとられているという問題、1億数千万円がとられていると。三位一体の改革で負担金補助金が削られておる、1,600云々万が削られておる。地方交付税の減額についてはこの補正そのものにはありませんけれども、全体の25年度会計の第1条の総額の中では3億3,000万を削られている。先ほども申しましたように、この三位一体の負担金補助金の問題では保育所の補助金負担金もなくなったわけですね。これはもう削られたんと同じなんですよ。そういうことで、地方交付税にいろいろな国の補助金が一般財源化という名のもとに交付税の中に算入されるんですけれども、交付税そのものの基準財政需要額を計算する単価が限りなく削られております。ですから、公債費とかそういうものを引きますとほとんど残らない状況。その中で上富田町長は財源を工面しながら運営しなきゃいけない。そういう状況の中にあります。このことについて町長は反対という立場を、賛成か反対かという言葉については表現はしておりませんけれども、恐らく持っているんだろうというふうに思います。そういうことがもろに受けた会計の補正であるということで反対いたします。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、奥田君。

〇6番(奥田 誠)

議案第65号、平成25年度上富田町一般会計補正予算(第2号)に賛成をいたします。

賛成の理由は、先ほども質問しましたように防災対策費で木造耐震改修補助金3件分

の予算措置、そしてまた先ほどの児童福祉総務費では子ども・子育て支援計画策定業務 委託料、それと河川改修費では山王地区の富田川土砂浚渫工事請負費等の補正予算をし ていただいています。それとまた議会費では、議会改革の一環として今後議会の様子を 録画放映によってインターネット配信する計画もあるため、議場そして委員会等のデジ タル化に伴う機械器具の購入費の予算措置をしていただいておりますので、私は賛成を いたします。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、木本君。

〇9番(木本眞次)

奥田議員と似ているところもあるんですけれども、私は町長が日ごろから言っている 農業振興費、これで青年就農給付金375万、こういう措置もしてくれているし、先ほ ど私が質問いたしました学校の発電機、これは朝来の、災害時のときにあそこで皆さん が災害のときに寄っていただくということで、電気もなかったらいかんということで、 この措置もしてくれているということで賛成いたします。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、平成25年度上富田町一般会計補正予算(第2号)の件について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長 (大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第6 議案第66号

〇議長 (大石哲雄)

日程第6 議案第66号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

△日程第7 議案第67号

〇議長 (大石哲雄)

日程第7 議案第67号、平成25年度西牟婁郡公平委員会補正予算(第1号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、平成25年度西牟婁郡公平委員会補正予算(第1号)の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時39分

〇議長 (大石哲雄)

再開します。

△日程第8 議案第68号

〇議長 (大石哲雄)

日程第8 議案第68号、工事請負契約の締結について(平成25年度 第3号 防 災対策事業防災行政無線デジタル化整備工事)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、工事請負契約の締結について(平成25年度 第3号 防災 対策事業防災行政無線デジタル化整備工事)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 諮問第1号

〇議長 (大石哲雄)

日程第9 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

〇町長 (小出降道)

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明をします。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定 により議会の意見を求めます。

記としまして、樫木正行氏、上富田町朝来3335番地の1、生年月日は昭和28年 8月27日でございます。

出水精一氏、上富田町生馬2859番地、昭和29年5月29日生まれでございます。 田上方子氏、上富田町岡205番地の8、昭和26……

(「町長、岡上」と大石議長呼ぶ)

〇町長(小出隆道)

岡上方子氏でございます。えらいすみません。岡上方子氏、上富田町岡205番地の

8、昭和26年2月24日。

山本徹氏、上富田町市ノ瀬926番地の2、昭和24年9月24日生まれ。

平成25年9月17日提出、上富田町長小出隆道。

現在、人権擁護委員さんは6名でございますが、このうち4名の委員さんにつきましては12月31日をもって任期満了となります。今回任期満了となる4名のうち、野田浩氏につきましては平成13年11月から人権擁護委員として尽力していただいておりましたが、本人より辞退したい旨の申し出がありますので、今回、上富田町岡に在住する岡上方子氏を人権擁護委員として推薦したいと考えております。

岡上方子氏は、長年にわたり教師としまして小中学校で勤務され、平成20年3月3 1日をもって田辺市立高雄中学校を退職されております。学校では不登校問題など人を 大切にする教育に取り組まれ、人権に関する見識も高く、人権擁護委員として適任でご ざいます。

また、樫木正行氏、出水精一氏、山本徹氏の3氏の方々は、人権問題に精通し、積極的に業務に取り組んでいただいていることから、この4名の方々を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

どうかよろしくお願いします。

〇議長(大石哲雄)

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっています諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることに決しました。

△日程第10 選挙第1号

〇議長 (大石哲雄)

日程第10 選挙第1号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についての件を議題 といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

〇議会事務局長(平田降文)

朗読いたします。

選挙第1号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について。

紀南環境広域施設組合規約第5条第1項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。 選挙すべき数、2名。

平成25年9月17日、上富田町議会議長大石哲雄。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、先般の議会運営委員会で決定をしました現議長と、担当委員会委員長であります産業民生常任委員会委員長に指名したいと思います。

それでは指名いたします。

紀南環境広域施設組合議会議員に、1番、山本明生君、私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました1番、山本明生君、私、大石哲雄を、紀南環境広域施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました1番、山本明生君、私、大石哲雄が、紀南環境広域施 設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選しました1番、山本明生君、私、大石哲雄が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

△日程第11 意見書第2号

〇議長 (大石哲雄)

日程第11 意見書第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

〇議会事務局長(平田降文)

意見書第2号。

平成25年9月17日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町総務教育常任委員会委員長木村政子。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

提案理由の説明を求めます。

2番、木村政子君。

〇2番(木村政子)

意見書(案)の朗読をもって、提案にかえさせていただきます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書(案)。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの(第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保)と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の 森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組み を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に 国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための 恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日、上富田町議会。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大

臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長を予定いたしております。

どうかご賛同、よろしくお願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 意見書第3号

〇議長 (大石哲雄)

日程第12 意見書第3号、道州制導入に断固反対する意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

〇議会事務局長 (平田隆文)

意見書第3号。

平成25年9月17日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町総務教育常任委員会委員長木村政子。

道州制導入に断固反対する意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第1 4条第2項の規定により提出します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

提案理由の説明を求めます。

2番、木村政子君。

〇2番(木村政子)

意見書(案)の朗読をもって、提案にかえさせていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書(案)。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、 伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづく りを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、 郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、 到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活 力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信し ている。

よって、我々上富田町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日、上富田町議会。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、内閣法第9条の第一順位指定大臣(副総理) でございます、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣(地方分権改革大臣)で す、道州制担当、衆議院議長、参議院議長、以上でございます。

どうかご賛同、よろしくお願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第3号、道州制導入に断固反対する意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 意見書第4号

〇議長 (大石哲雄)

日程第13 意見書第4号、少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

〇議会事務局長(平田降文)

意見書第4号。

平成25年9月17日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町議会議員木村政子。

賛成者、上富田町議会議員木本眞次、同じく山本明生、同じく井澗治、同じく奥田誠。 少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

提案理由の説明を求めます。

2番、木村政子君。

〇2番(木村政子)

意見書(案)の朗読をもって、提案理由にかえさせていただきます。

少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書(案)。

今日、学校現場においては、不登校やいじめなどの課題が深刻化するとともに、障害がある子どもや虐待を受けた児童生徒、国語指導など特別な支援を必要とする子ども等、 一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が求められている。

小学校における学級編制基準については、平成23年度の法改正により、小学校1年 生の35人以下学級の実現が図られたものの、他の学年については、小学校2年生のみ に加配措置が行われるにとどまっている。

本県においては、小学校3年生から6年生についても、一学年2クラス編制までは3 8人以下学級、3クラス編制からは35人以下学級を実現しているが、標準法定数を超えて教員を配置せざるを得ない状況にある。また、平成25年度に小学校3年生になる子どもたちは、その取組をもってしても、学級編制が38人以下に見直される場合があり、これまでの少人数学級の推進に逆行することから、早急に制度としての全学年の少人数学級編制の実現が望まれる。

日本のGDPに占める公的な教育支出の割合は、比較可能なOECD加盟国中、3年連続で最下位となっている。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は非常に重要であり、義務教育に十分な財源が確保されることが必要不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 小学校2年生以上の学級編制について、少人数学級編制の制度化を早期実現すること。

2 少人数学級編制により、十分な数の教職員を配置するための財源確保のため、必要な財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日、上富田町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣でございます。

どうかご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第4号、少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 意見書第5号

〇議長 (大石哲雄)

日程第14 意見書第5号、「年金2.5%の削減中止を求める」意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

〇議会事務局長(平田隆文)

意見書第5号。

平成25年9月17日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町議会議員井澗治。

賛成者、上富田町議会議員木村政子。

「年金2.5%の削減中止を求める」意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

提案理由の説明を求めます。

12番、井澗治君。

〇12番(井澗 治)

まず、最初に朗読をさせていただきます。

「年金2.5%の削減中止を求める」意見書(案)。

昨年、11月16日に衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま今年 10月から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立しました。

これは2000年(H12年)以降の物価下落時に行われた物価スライド凍結抑制の累計が2.5%に達しているので「世代間の公平」をはかることを理由に、これを解消するとしています。しかしこれは物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるための年金を据え置いた措置です。

食料品など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の 増額など、高齢者の生活が厳しさを増している今、10年以上も遡って年金を引き下げ る理由もありません。

来年4月から消費税率引き上げが重なるならば、その深刻さは計りしれません。

さらに毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、 限りなく年金削減の流れが作られようとしています。

年金削減は高齢者だけの問題ではありません。

高齢者の大幅収入源は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結する ことはいうまでもありません。

深刻な不況がつづく日本経済への打撃も看過できません。

このような理由により、不況をより深刻にする年金2.5%削減の実施を中止するよう、国に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. 2013年10月からの2.5%年金削減を中止することを強く求める 平成25年9月17日、上富田町議会。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、内閣府、財務大臣、総務大臣、衆参両議長ということになります。

年金削減ということで、どれだけ削減されるかというのは前にも質問して出てきたわけですけれども、それによりますと国民年金は大体年2万円下がって少なくなります。厚生年金は7万9,000円、7万1,000円近う年間少なくなります。ということで、過酷なこの財源措置として問題ということでこういうことになるわけですけれども、本当にいろんな意味で私たちに対して負担増が行われているように思われてしようがありません。

そこで1つ、ここにこういうものを書いてきてみたんですね。例えば復興財源のとい うことで10年間にどういうことがやられるかと、住民に対して。増税としてサラリー マン・行政、約8兆8,000億円、これだけ国民に復興税としてかかってくるわけで すね、10年間の間にですよ。減税として大企業法人税の実質減税というのが11兆6, 000億以上あるんです。というのは、確かに大企業は法人税を4.5%引き下げるこ とは前の内閣が決めておりました。4.5%というのは1兆2,000億円なんです。 その1兆2、000億円の10%分を3年間だけ復興法人税として取ると、こういうふ うになっております。1兆2、000億円の10%ですから1、200億円、これ3年 間で3、600億円なんですね。もし1兆2、000億円の10年間では12兆円にな るわけです。減税してやるんわね。そこから3,600億円引きますと11兆6,40 0億円、これだけ実際は減税してあげていることになるんですね。国民は10年かけて 8兆8、000億円払わんなんということになるわけですね。こういう不公平なこと、 だから取れるところからはちゃんと余り取らないで、結局国民のほうに回ってくると。 そのことの結果、年金の国庫負担も少なくなっていく中で、こういう措置がとられてい るんだというように思います。ですから、この年金削減は何としても中止していただく と。

消費税、ご承知のとおり上がってきます。そうしますと、後でまた消費税のところで 言いますけれども、水道料金がかなり高くなります、年間負担が。そういう実際の生活 にあらわして見てもらったらいいと思うんですけれども。

また、国民健康保険の状況というのはこないだ質問して資料を出していただきました。 そうしますと、この中でその資料を分析しますと、この中の1枚にこんなんがあります。 一番最後のやつですね、見てもろたらいいと思うんですけれども、例えば所得世帯別で 分類されているんです。それによりますと、ゼロ円から100万円の世帯が1,541世帯あるんです。100万から200万の人が654世帯あるんです。全体で2,965世帯ですから、ゼロ円から200万としましても約74%がその段階の所得しかないんですね。その中には、ほとんどの人が年金の暮らしの人が多いんですよ、あるいは非正規の人が多いということになってくるわけですね。そうすると、そういう分析はできるんですけれども、老人の年金者にとってはこの中にほとんど入るんじゃないかと思いますね。年金ばかりの生活者。そうすると、こういうところに2.5%さらに削るということは、これからまだ年金を年間で2万円、厚生年金で7万円削るということはもう耐えに耐えられへん状況だろうというふうに思います。

以上の理由によりこの意見書を提案します。どうかそういうことをあわせて考えてい ただきまして、ご賛同願いたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長 (大石哲雄)

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論を許します。

11番、吉田君。

〇11番(吉田盛彦)

意見書第5号、「年金2.5%の削減中止を求める」意見書に反対をいたします。

理由でありますけれども、ご存じのように年金の支給額は本来物価が増額すれば上がります、上昇すれば上がります。そして物価が下がればまた減額されるという、これが基本の姿勢であります。

しかしながら、現在支給されている年金額は特例法がありまして、物価が下落してもそのまま物価にスライドせずに支給されているということがありまして、いわゆる特例法の解除ということであります。年金を受けている人、私もそうでありますけれども、不満な点は多いかと思いますが、ただ、日本の動態を見るときに65歳の人口が3,00何百万と聞いておりますし、30%近い老人がふえてきているということになっております。そして、それは団塊の世代の皆さんがほとんど600万とか700万とか言

われておりますけれども、その年になってきたということらしいんです。

そしてまた、余談ではありますけれども、大体今の年金1万5,040円、1人当たり掛けておりますけれども、これがいただけるときは40年掛ければ6万5,541円ということでありまして、こんな普通の民間会社で率のいい保険は余りないと思います。そういった将来を年金もらえる人たちの若者に対しての財源確保、これも十分考えなければいけないというような理由によって反対をいたします。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者あり)

〇議長 (大石哲雄)

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

〇議長 (大石哲雄)

再開します。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第5号、「年金2.5%の削減中止を求める」意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長 (大石哲雄)

起立少数であります。

△日程第15 意見書第6号

〇議長 (大石哲雄)

日程第15 意見書第6号、「消費税増税中止に関する」意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

〇議会事務局長(平田隆文)

意見書第6号。

平成25年9月17日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町議会議員井澗治。

賛成者、上富田町議会議員木村政子。

「消費税増税中止に関する」意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

提案理由の説明を求めます。

12番、井澗君。

〇12番(井澗 治)

まず、意見書を朗読いたします。

「消費税増税中止に関する」意見書(案)。

現政権は参議院選挙で過半数を獲得しましたが、私たち国民は、消費税増税に白紙委任を与えたものではありません。選挙後の各種世論調査でも、5割から6割の国民が2014年春の増税中止を求めています。

長引くデフレ経済下の増税は個人消費を冷えこませ、景気をさらに悪化させるものであり、逆進性や価格に転嫁できない中小企業・中小業者の「損税」など根本的欠陥には、何ら対策もありません。「軽減税率」など検討されていますが、そもそも生活費に課税する制度そのものが歪みを生み出しています。財源は消費税でなく、富裕層や企業に応分の負担を求める税制改革とともに、大企業の内部留保の一部を活用して、賃上げと安定した雇用を増やして、景気回復すること以外に、すなわち、庶民のふところを豊かにするものでない限り景気は回復しません。

消費税の増税を中止し、地域循環型の経済振興をはかり、社会保障制度の拡充で国民 生活を支えることこそ、最善の景気対策です。

消費税増税を中止し、「社会保障と税の一体改革関連法案」を廃止するよう求め、地 方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月17日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、衆参両院議長です。

まず、1つのコメントを紹介したいと思います。これは大阪経済大学の岩本沙弓さん という人ですね、沙弓さんという人がこういうふうにコメントしております。

消費税は導入から23年間の税収総額が202兆円です。消費税は。同じ時期に法人税率の引き下げで入ってこなかった法人税収は161兆円です。年間所得2,000万円強の高所得層への減税による減収額は46兆円です。合わせて207兆円です。大企業や高所得層が幾分かは負うべき負担を、一般国民が背負うように少しずつ体制が変えられてきていると感じます。

こういうふうにコメントしているんですね。またここに書いてきましたんで、いろいろ見たいと思うんです。

まず1つ、一番大きな消費税の問題は、消費税率が上がれば上がるほど非常に輸出企 業、日本の10大企業のほとんどはこういう輸出戻し税というのがあるんですね。これ はある年度の決算を公認会計士が出した数字なんですね。まず、輸出するときに消費税、 ゼロ円です、輸出したものについては。仕入れ税額控除というのがありますね、仕入れ るときに、物をつくるときに、それを仕入れるときにはいろんなものをつくるのに消費 税払いますね。それは2,665億円、この会社でしょう、あるんです。そうしますと 輸出戻し税が2,665億円ある。なぜかといえば、ここで消費税取りませんから、仕 入れ税額控除方式というのが消費税の基本ですから、これは戻ってくることになるんで すね。だから輸出した企業はすぐに税務署へ還付請求するんですね。ところが国内で売 ったやつもあるわけです。国内で売ったやつが1、752億円の消費税をもらいました、 預かりました、みんなから。そこから1、378億円、これもつくったときの払った消 費税分を引きました。そうすると376億円払わんなんのですね、この企業は。しかし 還付するこれがあります、2,665億円ありますから、その376億円を引くんです。 そうすると2、291億円というのが還付されるんですね。これがある限り消費税は、 このやつを見ていくと、会社は自分の金で消費税払ったということ一個もない。全くな い。そういう話をちょっと。

それから、私いつも思うんですけれども、これは単純な算数なんですけれども、消費 税新しく導入したんですよ、新しい消費税がね。そうすると、ここにもこのコメントに もありましたように消費税の23年間で202兆円でしょう。それだけ本当は税収がふ えなきゃいけないでしょう。ところが国の予算見たら横ベース、横ベースでしょう。横 ベースどころかまだ借金をするというんですね。なぜかと、この疑問です。

それは、こういう資料をつくってみました。おもしろいでしょう。同じ軸で全部を見 ていくんですね。同じ軸で。例えば1989年、3%ありました。そのときに、海部内 閣は、構造改革路線ということで機構構造改革をやれよと言われ、アメリカに構造改革 の路線を押しつけられてというんですか、それで協議していたわけ、海部内閣ね。その ときに海部内閣、それやりましょうと言いました。そのときには何が起こったかという たら、公共投資基本計画という大型公共投資の計画を立てたんですね。その計画が43 0兆円だったんです。そのときに長期債務、日本の長期債務ですよ、200兆円あった んです。ほんでそのときに法人税は40%だったんですね、40%。ところが5%にな ったときに、これは橋本内閣が決めて村山内閣が実施したんですね、そのときに、5% のときに、企業投資の公共投資が200兆円このときまだ足らんということで足したん ですね、足したんです。そのときに、その前の1995年に400兆円になってたんで す。そのときに、この5%入れたときには内部留保が142兆円になったんです、14 2兆円。ほんでずっと企業法人税は30%に引き下げるわけですね。そして2000年 には650兆円になりました。そこで村山内閣は1997年、200兆円をこの公共投 資基本計画に足してしまいよったんですね。それがずっと続けてきました。そのときに、 2000年のときには長期債務が650兆円になっているんです。法人税は30%に下 げられていました。それからため込みは172兆円にふえたんですね、ため込みは。そ れから今度2010年に、今ですね、8%にしようと言うているんですね、10%にし ようと言うんでしょうけれども、そのときに、消費税の増税のときには必ず、今回は防 災・震災云々というのが理由になっておりますけれども、国土強靭化計画というのがあ るんですね、これは200兆円から250兆円要ると言われております。そのときに大 企業のため込みは約266兆円になって、もう265兆円、266兆円になっているん です。ところが法人税は25.5%になっているんです。ということは、消費税を上げ たら消費税分だけ上がらんなんし借金もふえるはずないんですけれども、結局消費税で この法人税の減税分を補って、それでもまだ足らんから借金をどんどん積み上げていっ たんですね。今266兆円あるんです。内部留保というのは、何もかもこれほど引けま せんというのを引いて金きら金の現金なんです。現金使えるお金なんですね。そういう ところからお金を持ってくれば、それをちょっと生かしてもらえば、こんな消費税増税 なんかやらなくったって、さっき復興税のところでやりましたですね、あるいはこうい う不公正なやり方をしなければ、これを変えたらもうやれることなんですよ。富裕税な

んかも。

それから所得税あるでしょう。かつては19段階設けてあった、19段階。それが今6段階になっているんですよ。今の安倍内閣になってそれを1段階ふやしました。4,500万以上については45%ですか、それを1つつけ加えたんですね。そのときに住民税は一律10%になりました。平成07年、19年ですね。そうやって、いいですか、物すごうそこらの税収、金持ちの税収、あるいは大企業からの税金を安うしながら、上手に国民に対しては負担を持ってくるんですよ。こういうことは、これはもう本当に許しがたいことじゃないですか、皆さん。

ほんでもう一つ、私、身近なところで分析しておるんです。これは町自身が出してくれた資料なんですけれども、私ところの、人のやつで言うたらいかんので、例えば水道料金です。水道料金5%にしますと、5%で、家事用プラス事業用合算でいきますと、上富田町の場合、1世帯当たり約5,000円値上がりすることになります。家事用のみの場合ですと年間8%で1世帯2,288円、約2,300円ですね、これだけ高くなります。もろ実際のところです。

ですから、消費税は本当に取らなくてもちゃんとお金は取れるんだと、ただ問題は取 り方が違ってきて、だんだんと国民負担のほうへ持ってきて法人税はまけてあげる、こ れは実効税率じゃないですよ、法人税ですよ。まださらに今、実効税率30何%からも っと20%にせえというようなことが財界から言われておりますけれども、そうなって きたらもう本当にその負担は皆こっち。ご承知のように、こないだ税と社会保障の一体 改革の中で何がやられようとしているかというたら、国民皆保険というのが社会保障制 度のものから社会保険というのに変わってきようとしているんですね。そしていわゆる 保険料・保険税で給付を賄うようにすると、こういうふうになってきているんです。だ からもうお金の払えない人は、保険ですから保険に入っていないというふうにみなされ ていくわけですね。そうすると保険に入っていない人はそれは使えない。ほな金持ちは、 そんなあほなこと言うなというんだったら金持ちは別の民間保険へ入りなさい、そした ら混合診療もやったらいいじゃないかと、こういうふうになっていって、そして診療、 病院を3つの段階に分けようとしているんですね、今。税と社会保障の一体化のあの推 進法の中では。これは本当に危険なんですね。今まで国民の皆さんがかち取ってきた社 会保障制度というものをほんまに揺るがしてしまうと、基本的に変えてしまうと、こん なんでいいの。その材料に消費税を、地方財源に消費税をしようとしております。仮に 今、社会保障費は100兆円要ると言われております。そのうちの40兆円が公費なん ですね。その公費は今所得税と法人税と、それから消費税で使われているんです、3つ で。そこから法人税、所得税、全部抜くんですね。そうしますと、40兆円のお金をつ

くろうと思たら消費税を16%にしなきゃいけない、2兆5,000億で計算して。そんなことになろうというようにしているんですね。だから年金、消費税のこれはもう中止してもらわないかんというように私は思います。これはもう本当に住民みんな大体知ってきているんですね、そういう事実を。

ですからぜひ皆さん、この意見書に賛成いただきますようよろしくお願いします。

〇議長 (大石哲雄)

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論を許します。

1番、山本君。

〇1番(山本明生)

消費税増税中止に関するに反対いたします。

消費税増税法案は昨年8月、税と社会保障の一体改革関連法として国会で成立しています。財政危機あるいは社会保障の財源をどうするか等について決められない政治、問題先送りの政治とさんざんマスコミ批判もありました。私も、一日も早く決断と実行の政治に脱皮すべきだと訴えてまいりました。それがやっと成立し、実施段階になると、今度は中止、やめろというのは、私にはとても考えられないことであります。引き上げ時期や経済対策、低所得者への手当て等などの配慮は必要としても、今後の経済状況のGDPの数値や社会保障制度の安定的持続、国際市場への影響等を考えれば、消費税増税の中止・廃止には反対せざるを得ません。私の考えにご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長 (大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第6号、「消費税増税中止に関する」意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長 (大石哲雄)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

△日程第16 議員派遣の件について

〇議長 (大石哲雄)

日程第16 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

〇議長 (大石哲雄)

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を 議題といたします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〇議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

平成25年9月17日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

総務教育常任委員会委員長木村政子。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は、所管事項のうち下記事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

調査事項。

- 1)条例改正等について、2)消防・防災・防犯関係について、3)防災行政無線について、4)行政改革について、5)財政関係について、6)情報システムについて、
- 7)総合計画について、8)地域づくり事業について、9)商工業の振興について、1
- 0)企業誘致について、11)大型共同作業場について、12)情報公開制度について、
- 13)個人情報保護制度について、14)地籍調査事業について、15)住宅新築資金、 宅地取得資金について、16)税務関係について、17)教育活動の推進について、1
- 8) 学校教育施設について、19) 社会教育施設について、20) 生涯学習(教育目
- 標)の推進について、21)上富田スポーツセンターについて、22)上富田文化会館について、23)国民体育大会について。
 - 2. 目的、所管事務調查。
 - 3. 方法及び期間、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派 遣承認要求書は後日提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長山本明生。

調查事項。

- 1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳(町道網の整備)について、3)国、 県公共土木事業の推進について、4)都市計画について、5)農林水産業について、 6)土地改良事業について、7)下排水路、用排水路について、8)災害復旧事業につ
- いて、9)治山事業について、10)町営住宅について、11)定住促進住宅について、
- 12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、1
- 5) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 合併浄化槽につい
- て、18)福祉関係について、19)保育所関係について、20)環境衛生について、21)保健衛生について、22)介護保険について、23)医療保険について、24)
- 診療所について。

高速道路対策特別委員会委員長三浦耕一。

調査事項。

1)高速道路について。

議会広報特別委員会委員長木本眞次。

調查事項。

1)議会広報について。

議会運営委員会委員長奥田誠。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の 諮問に関する事項。

以上です。

〇議長 (大石哲雄)

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調 査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民政常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会 広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条 の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

〇町長 (小出降道)

平成25年第3回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。 まず初めに、台風18号の豪雨関係でございますが、全国各地で多大な被害が出てい ます。上富田町では、降り始めからの降雨量は301ミリ、時間雨量で30ミリを降り ましたが、幸い、現在調査中ですが、大きな被害はないと報告を受けております。

では、本来の挨拶をします。

本議会に追加議案を含め28議案を上程しました。全ての議案を承認いただき、まことにありがとうございます。

議案として上程しました平成24年度の一般会計・特別会計の決算につきましては、 審査特別委員会を設置して審査をお願いすることになっています。吉田委員長を初め委 員の皆さんには、お忙しいと存じますがよろしくお願いします。

平成24年度の決算につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に示された数値の範囲内で健全化の方向に向かっています。しかし、ここ数年、基金を取り

崩していることが財政健全化の最大の問題となってきつつあります。

一方、安全・安心のまちづくりとして防災対策に取り組んでいますが、本定例会で工事請負契約の締結をいただいた防災放送デジタル化改修事業は調査期間が必要となり、 本年度中の完成は難しく、平成26年度に繰り越し事業をお願いすることになります。

また、庁舎の耐震化事業も施工中でございますが、工事は計画どおりに進んでおりまして、早い機会に竣工する予定です。

しかし、これ以外にもしなければならない事業もあります。災害時の地域の防災拠点となる会館・集会所等の耐震化事業、高規格消防車の買いかえ等の消防資器材の整備や耐震化事業を含め検討している朝来第1、第2保育所の統合問題、地域振興としましての(仮称)口熊野交流館、そして学校給食や社会保障に関する各事業、特に社会保障関係は制度改革が議論されていますが、町の負担増になることも予想されます。広域事業としましては紀南環境最終処理場の建設事業の問題があり、これらの事業を実施するにつきましては町の財政を含め検討する問題が生じます。

今後、町民の皆さんに大変なご迷惑をかけることもございますが、ご協力をお願いして、閉会のご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いしときます。

△閉 会

〇議長 (大石哲雄)

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長 (大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成25年第3回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 畑山 豊

議事録署名議員 奥田 誠